

# 農家の皆様へ

玉川村産業振興課  
玉川村営農推進協議会

## 防霜対策について

今年は、高温条件により生育が早まっており、降霜による被害が懸念されます。凍霜害の発生しやすい気象条件について、下記のとおりですので、防霜対策を徹底ください。

### 1. 凍霜害の発生しやすい気象条件

(1) 気圧配置 西高東低の冬型か移動性高気圧

(2) 最高気温が18℃以下

日中、降雪や降雨があり気温が上がらず、

夕方から風がやみ、晴天となり、気温低下

(3) 夕方6時の気温が8℃以下

(4) 夜9時の気温が0℃以下

(5) 月齢：満月前後、星が煌々と輝いているほど気温低下は顕著

満月となる日：4月8日(水)、5月7日(木)の前後は、

特に注意が必要です。

## 2. 以上の条件であっても凍霜害を免れるうる条件

- (1) 風が吹く
- (2) 霧が発生する
- (3) 雨（雪）になる

## 3. 防霜対策について

須賀川農業普及所が発行している防霜対策をご覧ください。（裏面へ）

高温条件により生育が早まっており、降霜による被害が懸念されます。



## 防霜対策

令和2年3月25日  
県中農林事務所須賀川農業普及所  
TEL 0248-75-2181 FAX 0248-72-8331



### 【果樹栽培における防霜対策】

発芽期から幼果期の時期は、凍霜害を受けやすいので防霜対策を徹底してください。

#### (1) 栽培上の主な対策

##### ア 傾斜地の場合

傾斜の下に防風ネット等がある場合は、冷気を溜めないようネットの下を巻き上げておきましょう。また、冷気の流れ込む場所にネット等の遮へい物を設置することも有効です。

##### イ 下草の管理

下草は常に低く刈り込むとともに、マルチは凍霜害の危険期を過ぎてから行うようにしてください。

##### ウ 乾燥防止

空気や土壌が乾燥していると気温の低下を助長するので、乾燥が続いている場合は適宜かん水を実施し、土壌水分を保持しましょう。

#### (2) 燃焼法による対策

燃焼法による凍霜害対策は、燃焼による気温そのものの上昇と輻射熱による植物体温の上昇という2つの効果が期待できます。

なお、古タイヤは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「福島県生活環境の保全に関する条例」により使用が禁止されているので絶対に使用しないでください。

##### ア 灯油を利用した燃焼法

ミルク缶に灯油2Lを入れて燃焼させた場合、2時間30分～3時間程度の燃焼が可能です。10a当たりの火点数は80で、一般的には一箇所の火力を強めるより、火点数を増やした方が効果は高いです。

##### イ 市販の防霜資材を利用した燃焼法

設置や保管等、取り扱いが容易で発煙量が少なく周辺への影響が少ない油脂類や、木粉等を原料とした市販の防霜資材等を利用する方法も効果的です。

燃焼法を実施する場合は、  
事前に消防署に連絡を！



表6 資材別燃焼法の特徴

燃焼資材	点火数(/10a)	燃焼時間	内容物等
灯油 (ミルク缶)	80	2.5時間	灯油2L。
灯油 (一斗半切缶)	40	1.0時間	灯油6L。
市販防霜資材(霜キラー)	20	3.5時間	点火数は霜キラー専用缶を使用した場合。

### (3) 防霜ファンによる対策

防霜ファンを制御するサーモスタットは地上 1.5m に設置し、気温 2～3℃ で作動するように設定してください。ただし、気温が -3℃ 以下になるような場合は、防霜ファンのみでは気温の低下を防ぎきれないため、燃焼法を併用する必要があります。

## 2 被害後の応急対策

### (1) 開花期までの被害

- ア 結実確保を図るため、人工受粉を徹底してください。なお、被害にあった花器の花粉は、受精能力が低下していることがあるため使用しないようにしましょう。
- イ 摘果は、被害が明らかになるまで遅らせ、果形やサビの状況を確認して実施してください。

### (2) 結実期以降の被害

- ア 摘果作業は被害の軽微な樹からはじめ、肥大の良いもの、形が良くサビの少ないものを残しましょう。
- イ 被害を受けて着果量が不足すると強勢となる恐れがあるので、被害が大きい場合は、不良果も残して樹のバランスを維持しましょう。  
また、徒長枝の発生が多くなり受光体制が悪化するため、これらのせん除や誘引等により受光体制を確保し、新梢の充実を図ってください。
- ウ 着果量が大幅に不足している場合、樹のバランスを維持するため追肥は行わないようにしてください。なお、病害虫防除は通常どおり実施しましょう。

## 【花き栽培における防霜対策】

4～5月にかけて露地で栽培されるキクやシンテッポウユリは、定植直後で活着が不十分なことから、凍霜害により生長点の生育が止まったり、枯死する等の被害が発生しやすい時期です。

### (1) 防止対策

- ア 4～5月に露地定植する苗は、定植直前に十分な外気温への馴化に努めます。また、地温が十分に確保できていない場合には、発芽や活着の不良等にもなりやすいため、早期の播種や定植は避けましょう。
- イ 露地栽培における定植直後の苗は、凍霜害を受けやすいため、べたがけ資材被覆やトンネル栽培により、できるだけ冷気に当てないように管理しましょう。
- ウ 施設栽培では、早朝から十分な換気を行ない軟弱な生育をさせないように心掛けます。また、冷え込みが予想される場合には、夕方早めにハウスを閉じ、二重被覆するなどして保温に努めましょう。

### (2) 被害後の対策

- ア 被害を受けた場合には、日の出前に寒冷紗等の遮光資材をかけ、直接日光を受けないようにし、時間をかけてゆっくりと融かして被害を軽減させましょう。
- イ 被害が軽微な場合は、葉面散布剤や追肥等により草勢の回復を図るとともに、病害の発生を抑えるため、防除指針に従い薬剤散布を行います。
- ウ キクにおいて、摘芯後に側枝の生長点が被害を受けても、その被害が比較的軽微な場合には、健全な側枝を選んで立ち本数の確保に努めましょう。
- エ 被害程度が大きく、回復が困難な場合は、早急に植え直しや他品目への転換を図りましょう。